

## 令和元年6月第2回室戸市議会定例会会議録（第5号）

1. 日 時 令和元年7月5日（金）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 河本 竜 二	2番 竹 中 真智子	3番 田 淵 信 量
4番 竹 中 多津美	5番 亀 井 賢 夫	6番 小 椋 利 廣
7番 脇 本 健 樹	8番 久 保 八太雄	9番 濱 口 太 作
10番 山 本 賢 誓	11番 町 田 又 一	12番 堺 喜久美

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	長 崎 潤 子
事務局次長兼班長	谷 村 直 人
議事班 主任	村 田 茉 莉
議事班 主事	市 川 賢

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	植 田 壯一郎	副 市 長	久 保 寛 人
総務課長併選挙管理委員会事務局長	黒 岩 道 宏	企画財政課長	山 本 康 二
財産管理課長	西 村 城 人	税 務 課 長	西 岡 佳 久
市民課 長	上 松 富士樹	保健介護課長	辻 さおり
地域医療対策課長	松 下 善 徳	人権啓発課長	寺 岡 弥 生
産業振興課長併農業委員会事務局長	中 屋 秀 志	建設土木課長	岡 本 秀 彦
観光ジオパーク推進課長補佐	堺 宗 大	債権管理課長	山 崎 桂
防災対策課長	大 西 亨	会計管理者兼会計課長	濱 田 亮 士
福祉事務所長	小 松 達 也	教 育 長	百 田 貴 昌
教育次長兼学校保育課長	武 井 知 香	生涯学習課長	宮 脇 誠
水道局 長	森 岡 光	消 防 長	藤 本 昇
監査委員事務局長	中 岡 佳 子		

7. 議事日程

日程第1 議案第7号 室戸市学校給食センター設置条例の一部改正について  
議案第11号 室戸市消防手数料徴収条例の一部改正について  
議案第12号 室戸市火災予防条例の一部改正について  
議案第13号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備について

議案第14号 令和元年度室戸市一般会計第1回補正予算について

議案第17号 損害賠償額の決定及び和解することについて

(総務文教委員会委員長報告)

日程第2 議案第3号 令和元年度室戸市国民健康保険事業特別会計第1回補正予算の専決処分の承認について

議案第4号 室戸市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第5号 室戸市土佐和牛経営安定基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第6号 室戸市立診療所運営管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第8号 室戸市介護保険条例の一部改正について

議案第9号 室戸市海洋深層水給水施設設置及び管理条例の一部改正について

議案第10号 室戸市自然体験型観光交流宿泊施設設置及び管理条例の制定について

議案第15号 令和元年度室戸市国民健康保険事業特別会計第2回補正予算について

議案第16号 令和元年度室戸市介護保険事業特別会計第1回補正予算について  
(産業厚生委員会委員長報告)

日程第3 議案第18号 平成30年度繰越明許30災市第5号菜生漁港災害復旧工事請負契約の締結について

日程第4 意見書案第1号 家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見書について

## 8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第4まで

## 9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（堺 喜久美君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。長崎議会事務局長。

○議会事務局長（長崎潤子君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

なお、執行部から、和田観光ジオパーク推進課長が通院のため説明員の変更届があり、堺課長補佐が出席いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（堺 喜久美君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（堺 喜久美君） 日程第1、議案第7号室戸市学校給食センター設置条例の一部改正についてから議案第17号損害賠償額の決定及び和解することについてまで、以上6件を一括議題といたします。

本案に関し総務文教委員会委員長の報告を求めます。久保総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長報告）

○総務文教委員会委員長（久保八太雄君） 総務文教委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第7号室戸市学校給食センター設置条例の一部改正についてから議案第17号損害賠償額の決定及び和解することについてまで、以上6件につきましては、今期定例会におきまして当委員会へ付託されたものであります。

委員会といたしましては、6月27日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

審査の経過及び結果につきましては次のとおりであります。

まず、議案第7号室戸市学校給食センター設置条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段の質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号室戸市消防手数料徴収条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段の質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号室戸市火災予防条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段の質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備についてであり

ます。

執行部の説明の後、委員から、消費税率は10月から上がるが、9月議会ではなく本議会で諮るのはなぜかと質疑がありました。執行部から、市民への周知期間も必要であり、9月議会では間に合わないためと答弁がありました。

次に、民間委託や指定管理等している施設の入場料等も対象になるのかと質疑がありました。指定管理している施設にも反映した条例改正になっているが、実際の料金については上限の範囲内で管理者が判断し、料金設定を行っていくと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号令和元年度室戸市一般会計第1回補正予算についてであります。

まず、企画財政課関係であります。執行部の説明の後、委員から、歳入2款3項1目1節森林環境譲与税の入ってくる金額についての質疑がありました。執行部から、現時点の国の試算では、人工林面積や就業者数等で按分して段階的に金額は上がっていき、最終的に本来譲与される額になるものと考えていると答弁がありました。

次に、2款1項6目11節修繕料、18節移住促進事業用備品購入費について、移住促進住宅の改修は入居予定があるのか、また住宅は十分に足りているのかという質疑がありました。執行部から、入居希望者が多数おり、今回改修を行う住宅についても2名入居する意思がある。移住促進住宅は全部で6戸あるが足りていない状態であり、空き家活用についての広報活動等を行っていることと答弁がありました。

次に、債務負担行為の補正、室戸市次期総合振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援委託業務について、市の計画について、コンサルタント会社への委託ではどの計画も似たようなものになる。大事な振興計画を他人任せではなく、職員の資質向上のためにも職員で作成することは考えていないのかと質疑がありました。執行部から、コンサルタント会社に委託はしているが、その策定過程である庁内の本部会、市民も参加した審議会などは、職員が中心となって携わっており、コンサルタント会社には主にはアンケート調査やその後の集計、分析、計画書の文言整理などを行ってもらっていると答弁がありました。

次に、総務課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款4項4目7節事務補他賃金について、今までの人員ではできないのかという質疑があり、執行部から、期日前投票について、今回の参議院選は、比例区と選挙区の2枚投票用紙を渡すので、配付ミス未然に防ぐため人員増加を行うものである。経費については、国からの全額補助であると答弁がありました。

次に、財産管理課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項5目18節公用車購入費について、財産管理課では現在何台の公用車を管理しているのか、また公用車を購入する際の入札では何者ぐらい指名しているかと質疑がありました。執行部から、6月1日現在、財産管理課での管理台数は28台であ

る。また、公用車の入札については、市内業者を優先して6者を指名していると答弁がありました。

次に、産業振興課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項8目23節佐喜浜生活改善センター県返還金の内容について質疑がありました。執行部から、生活改善センター内に佐喜浜出張所が入ることが目的外使用となるため、その面積分の補助金を返還することとなり、昨年9月に議決いただいたが、国からの財産処分の認可がおりなかったため予算を執行できなかった。今年になり国から連絡があり、改めて計上したと答弁がありました。

次に、5款2項3目25節森林環境譲与税基金積立金について、この積立金は室戸市所有の市有林の間伐事業等に使っていくものと理解して構わないのか、また委託するとすれば、本市の場合は芸東森林組合となるのかという質疑がありました。執行部から、資金や組織のしっかりした意欲のある林業経営者、具体的に芸東森林組合になる。市有林等の間伐についても、芸東森林組合と協議を行っていくと答弁がありました。

次に、5款1項3目21節土佐和牛経営安定基金貸付金について、貸付金額の360万円は4名分か、4頭分か、また1名が360万円分借りることができるのかという質疑がありました。執行部から、1頭当たり90万円で4頭分の貸し付けになる。1名で全額借りることは可能だが、返済期限は同時となるので、返済について事前に十分審議した上で借り入れていただくこととなると答弁がありました。

また、実績のない新規就農者へ貸し付ける際に判断できるのかと質疑がありました。執行部から、新規就農者は、営農開始から5年以内というのが定義である。畜舎を建てる際にも経営計画を立てる必要があり、家畜保健衛生所や農協とも意見交換を行い判断しており、貸し付けを実行する場合そういった意見をもとに判断をしていくと答弁がありました。

次に、5款3項2目19節水産物販売拡大支援事業費補助金について質疑がありました。

執行部から、本補助金はパンフレット作成費で、室戸市の紹介及び市内生産者の製品についてのパンフレットであると答弁がありました。

次に、6款1項1目19節のふるさと納税特産品開発事業費補助金について質疑がありました。執行部から、機械を2台購入したいとの要望があり、1台は生ものを急速冷凍する機械、もう一台はオオグソクムシをパウダーにする粉碎機であると答弁がありました。

次に、保健介護課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、4款1項5目11節修繕料について、地下水ポンプの使用目的と耐用年数について質疑がありました。執行部から、地下水ポンプはトイレ等の污水用として使用しており、耐用年数は10年から15年だが、現在19年が経過していると答弁がありました。

次に、12節通信運搬費、15節インターネット配線等設置工事費について、工事の内容について質疑がありました。やすらぎが、災害などの有事の際、医療救護所になっており、1階部分

が浸水した場合、2階部分が医療救護所の設置場所となり、県の災害対策本部や医療施設等への連絡体制整備のためインターネット配線が必要となる。しかし、これまで2階部分に回線を引いていなかったため、今回の工事で2カ所引き込む予定であると答弁がありました。

次に、市民課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、4款1項4目19節芸東衛生組合負担金について、熱交換器、集じん機ともに耐用年数は経過しているが、まだ稼働しているのか、また芸東衛生組合ではなく市の負担となったのはなぜかと質疑がありました。執行部から、設置後22年が経過している。現在まで整備、修繕をしながら稼働しており、昨年芸東衛生組合が応急措置を行ったが、腐食がさらに進行しているとのことで早急な更新が必要となり、交換することになった。また、芸東衛生組合が実施する事業であり、その経費については室戸市と東洋町が負担することになるため、過疎債を利用して交付税措置を受けるほうが財源手当的に有利であると答弁がありました。

次に、学校保育課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、9款5項3目15節共同調理場改修等工事費について、目隠しフェンスについて、当初の工事内容には入っていなかったのかと質疑がありました。執行部から、隣家との塀で、境界には既存の塀があるが、給食センター完成後、想定よりも建物が大きいので目隠しフェンスをつけてほしいと要望があったためであると答弁がありました。

次に、福祉事務所関係であります。

執行部の説明の後、委員から、3款2項3目19節未婚の児童扶養手当受給者臨時・特別給付金について、給付回数等について質疑がありました。執行部から、児童扶養手当を受給中で婚姻をしたことがない方を対象にした給付金で、1回限りの支給となる。また、人数については25人を想定していると答弁がありました。

次に、地域医療対策課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、4款1項6目8節診療所経営等アドバイザー報償費について、アドバイザーとして何回分の報償費なのか、またアドバイスの内容について質疑がありました。執行部から、12回分を予定しており、そのうち4月からの3回分は予備費対応し、残りの回数分に対する補正である。アドバイザーは過去に公立診療所の建設、経営等に携わられた方で、内容としては施設基準や人員配置等の専門的な分野に対してアドバイスをいただくものであると答弁がありました。

次に、観光ジオパーク推進課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、6款1項3目18節自然体験型観光交流宿泊施設用備品購入費について、厨房設備は利用客が使用するためかと質問がありました。執行部から、管理棟とコンテナハウスの2カ所に整備予定であり、管理棟については食事を提供するための運営側が使用する設備で、コンテナハウスについては、利用者がバーベキュー等を行うための設備である

と答弁がありました。

次に、備品の購入は業者への一括発注かとの質疑がありました。執行部から、備品の種類ごとに市内で調達できるものはできるだけ市内で入札を考えている。業務用の冷蔵庫などは市内では取り扱いがないので別発注となるとの答弁がありました。

また、指定管理する業者の選定方法はどのように行うのかと質疑がありました。提案型で公募で行う予定であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号損害賠償額の決定及び和解することについてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会委員長の報告を終わります。

**○議長（堺 喜久美君）** ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堺 喜久美君）** 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

**○議長（堺 喜久美君）** 日程第2、議案第3号令和元年度室戸市国民健康保険事業特別会計第1回補正予算の専決処分の承認についてから議案第16号令和元年度室戸市介護保険事業特別会計第1回補正予算についてまで、以上9件を一括議題といたします。

本案に関し産業厚生委員会委員長の報告を求めます。小椋産業厚生委員会委員長。

（産業厚生委員会委員長報告）

**○産業厚生委員会委員長（小椋利廣君）** 産業厚生委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第16号まで、以上9件につきましては、今期定例会において当委員会に付託されたものであります。

委員会といたしましては、6月27日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

審査の経過及び結果につきましては次のとおりであります。

まず、議案第3号令和元年度室戸市国民健康保険事業特別会計第1回補正予算の専決処分の承認についてであります。

執行部から説明の後、委員から、室戸市の1人当たりにかかる医療費は高知県や全国に比べて高く、1人の患者が1つの病気で市内や市外への病院にかかっていることが考えられる、必要な治療をとめるわけにはいかないが、医療費の抑制に向けた取り組みは行っているのかと質疑があり、執行部から、医療費の抑制に向けた取り組みとしては、重複受診に対する意識づけ

を持っていただくため、受診履歴が記載された医療費の通知などを本人に行っていると答弁がありました。

次に、重複受診をすることにより類似の薬が処方されるなど、国保会計には大きな影響が出ると思うが、市はどのようなチェックを行っているのかと質疑があり、執行部から、薬の重複については、市が委託した業者にチェックをさせており、指導も行っている。また、市の広報やホームページ、健康まつりなどのイベントを通じて、ジェネリック医薬品の普及促進を図ることで医療費の抑制につなげている。2010年ごろからその取り組みを開始した結果、約2億円の医療費の削減につなげていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は承認すべきものと決しました。

次に、議案第4号室戸市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてであります。

執行部から説明の後、委員から、令和6年度から創設される森林環境税の賦課徴収の内容と、市に譲与される森林環境譲与税額について質疑があり、執行部から、森林環境税については、現在、住民税均等割に加算措置をされている東日本大震災の復興分が終了する令和6年度から1,000円を賦課徴収する予定である。また、森林環境譲与税額については、森林環境税を本市の私有人工林の面積や林業就業者数などに応じて按分した額が国から譲与税として譲与されると答弁がありました。

次に、4項目めの森林環境譲与税の用途についてを示されているが、優先順位はあるのかと質疑があり、執行部から、市としては、国からの優先意向が強い、①市が実施する森林の公的管理や新たな森林管理経営システムの円滑な実施及び②森林の境界確定についての2項目を優先して実施したいと考えていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号室戸市土佐和牛経営安定基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてであります。

執行部から説明の後、委員から、対象となる牛の種類は土佐あかうしだけであるのかと質疑があり、執行部から、条例第6条の委任規定において、基金管理に必要な事項は市長が別に定めることとなっており、今定例会で本条例案が議決された後、規則で対象牛の範囲を定める予定である。なお、現在の案では、褐毛和種と黒毛和種を対象牛として考えていると答弁がありました。

次に、市内の家畜農家数と、それに携わる方の年齢構成は把握をしているのか、また出荷する市場の場所はどこにあるのかと質疑があり、執行部から、現在、市内の家畜農家数は肉用牛全体では預託経営を含めて8経営体になる。年齢構成については、30代の新規就農者が一番若く、その次が40代後半から50代であり、次は60代以上となる。ここ数年の新規就農者では、50代の方を除くと高齢の方が多いため、今後、肉用牛への新規就農者の呼びかけと確保な



どに努めていきたい。また、出荷する市場の場所については、県内では津野町と嶺北の2カ所であり、室戸市の方は嶺北の市場に出荷をしているとお聞きをしていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号室戸市立診療所運営管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてであります。

執行部から説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号室戸市介護保険条例の一部改正についてであります。

執行部から説明の後、委員から、今回の条例改正に伴う対象者の人数と軽減額は幾らになるのかと質疑があり、執行部から、当初の予算ベースでは、第1段階の対象者が2,200人、軽減額は2,008万6,000円、第2段階では、対象者700人、軽減額は639万1,000円、第3段階では、対象者は600人、軽減額は109万8,000円になると答弁がありました。

また、今回の条例改正による市への影響はあるのかと質疑があり、執行部から、第1段階から第3段階の軽減分に対し、国が2分の1、県が4分の1、市は4分の1を負担することなどから、市4分の1の負担分の影響が考えられると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号室戸市海洋深層水給水施設設置及び管理条例の一部改正についてであります。

執行部から説明の後、委員から、海洋深層水の使用料が減少している中、今回の改正により深層水利用が拡大する可能性はあるのかと質疑があり……。

○議長（堺 喜久美君） 続けてください。

○産業厚生委員会委員長（小椋利廣君）（続） 執行部から、今回の改正により、深層水利用の拡大については期待をしていると答弁がありました。

次に、海洋深層水のPRは各事業者が行うものなのか。市はPRを行っていないのかと質疑があり、執行部から、市はパンフレットなどを作成しており、今後は給水審査会を廃止することにより、室戸海洋深層水の使用ロゴを扱える商品がふえることで、室戸海洋深層水のよさの拡散を期待をしていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号室戸市自然体験型観光交流宿泊施設設置及び管理条例の制定についてであります。

執行部から説明の後、委員から、この利用料金の設定は素泊まりであるのか、また食事は提供しないのかと質疑があり、執行部から、指定管理者の方針にもよるが、現在、この条例上では素泊まりでの料金設定となっており、料理を提供する場合についても別料金が発生することになると考えていると答弁がありました。

次に、以前のライダーズイン室戸は指定管理者が常駐せず、電話予約での受け付けのみであったことから利用が低迷をした。委託条件には最低でも常駐することを条件にするべきであると考えがどうかと質疑があり、執行部から、管理棟は24時間開放する予定であることから、管理人は配置をされることになるものと考えていると答弁がありました。

次に、施設の場所のロケーションが悪いとのことだが、その地形を生かしたライダー用のツーリングコースなどを整備することはできないかと質疑があり、執行部から、現時点ではそのような計画はないが、今後検討していくと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号令和元年度室戸市国民健康保険事業特別会計第2回補正予算についてであります。

まず、事業勘定についてであります。

執行部から説明の後、委員から、国保会計の赤字最高額は幾らであったのか、また赤字が発生をしていた国保会計は、県一になったことから今年度で赤字額がなくなったが、今後赤字にならないような取り組み事例はあるのかと質疑があり、執行部から、過去の最高赤字額については、平成21年度からの資料によると平成23年度の6億4,255万9,000円であり、これが今回解消されたということになる。また、今後の国民健康保険事業の取り組みとして、保健介護課と情報共有を密にして連携を深め、特定健康診査や医療費通知の送付など保健事業の強化に努めるなどとした4項目の重点項目を定めており、今後とも国保事業の健全運営に努めていくと答弁がありました。

次に、直診勘定についてであります。

執行部から説明の後、委員から、577万2,397円の黒字という報告であったが、黒字の理由は把握をしているのかと質疑があり、執行部から、決算剰余金が生じた件については、安芸クリニックの先生による水曜日の診察が開始されたことにより、室戸岬診療所の診察日数が増加したためである。平成28年度の診察日数は45日、総患者数は534人であったのが、平成30年度では診察日数が124日となり、また総患者数は3,576人に増加をしている。室戸岬診療所が地域に一定根づいてきたことも考えられるが、診療日数の増加に伴い総患者数が増加したことが主な理由であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号令和元年度室戸市介護保険事業特別会計第1回補正予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（堺 喜久美君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

日程第1、議案第7号室戸市学校給食センター設置条例の一部改正についてから日程第2、議案第16号令和元年度室戸市介護保険事業特別会計第1回補正予算についてまで、以上15件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） なしと認めます。

これをもって日程第1、議案第7号から日程第2、議案第16号まで、以上15件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第1、議案第7号室戸市学校給食センター設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号室戸市消防手数料徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号室戸市火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和元年度室戸市一般会計第1回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号損害賠償額の決定及び和解することについてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第3号令和元年度室戸市国民健康保険事業特別会計第1回補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第3号は承認されました。

次に、議案第4号室戸市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号室戸市土佐和牛経営安定基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号室戸市立診療所運営管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号室戸市介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号室戸市海洋深層水給水施設設置及び管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号室戸市自然体験型観光交流宿泊施設設置及び管理条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和元年度室戸市国民健康保険事業特別会計第2回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和元年度室戸市介護保険事業特別会計第1回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（塚 喜久美君） 次に、日程第3、議案第18号平成30年度繰越明許30災市第5号菜生漁港災害復旧工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案は、昨日市長から追加提案されたものであります。

提案理由の説明を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） それでは、追加議案につきまして提案理由を申し上げます。

議案第18号平成30年度繰越明許30災市第5号菜生漁港災害復旧工事請負契約の締結について。

本案は、平成30年度繰越明許30災市第5号菜生漁港災害復旧工事について、令和元年6月18日に総合評価方式による指名競争入札を行った結果、最も評価値の高かった株式会社三谷組代表取締役三谷修一氏と工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、財産管理課長から補足説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚 喜久美君） 執行部から補足説明を求めます。西村財産管理課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（塚 喜久美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第18号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚 喜久美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚 喜久美君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

日程第3、議案第18号平成30年度繰越明許30災市第5号菜生漁港災害復旧工事請負契約の締結について行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚 喜久美君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚 喜久美君） なしと認めます。

これをもって日程第3、議案第18号についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第3、議案第18号平成30年度繰越明許30災市第5号菜生漁港災害復旧工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（塚 喜久美君） 次に、日程第4、意見書案第1号家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見書についてを議題といたします。

案文については、お手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規

定により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚 喜久美君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号につきましては提案理由の説明及び委員会付託を省略することと決しました。

なお、本案については議員全員が提出者、賛成者になっておりますので、質疑及び討論については、なきものとして議事を進めます。

これより採決いたします。

日程第4、意見書案第1号家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求め」意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条により議長に委任されたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚 喜久美君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これにて令和元年6月第2回室戸市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午前10時57分 閉会



上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員